

最終保障供給特例承認申請書

(2024年能登半島地震に伴う災害に係わる電気料金等の特別措置)

2024年1月4日

東北電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

東北電NWNWS企第17号

2024年1月4日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

2024年能登半島地震に伴う災害により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用された。

新潟県：新潟市，長岡市，三条市，柏崎市，加茂市，見附市，燕市，糸魚川市，
妙高市，五泉市，上越市，佐渡市，南魚沼市，三島郡出雲崎町

このため、当社供給区域内の災害救助法適用市町村および隣接市町村※（隣接市町村には、当社供給区域外における災害救助法適用市町村の隣接市町村を含む。2024年1月4日以降、2024年能登半島地震に伴う災害により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された当社の電気最終保障供給約款（以下「最終保障供給約款」といいます。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）の適用を受けるお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町村は、以下のとおり（2024年1月4日時点）。

新潟県：新発田市，小千谷市，十日町市，阿賀野市，魚沼市，北蒲原郡聖籠町，
西蒲原郡弥彦村，南蒲原郡田上町，東蒲原郡阿賀町，南魚沼郡湯沢町，
刈羽郡刈羽村

福島県：南会津郡只見町

- 1 被災されたお客さまの2023年11月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、12月、2024年1月および2月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を各々1か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使

用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 7 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

4 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が 1 年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 7 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

5 被災されたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合には、2024 年 7 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 7 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

以 上

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

2024 年能登半島地震に伴う災害により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用されました。

新潟県：新潟市，長岡市，三条市，柏崎市，加茂市，見附市，燕市，糸魚川市，
妙高市，五泉市，上越市，佐渡市，南魚沼市，三島郡出雲崎町

このような状況を踏まえ、被災されたお客さまの負担の軽減等を目的とし、当社供給区域内の災害救助法適用市町村および隣接市町村（隣接市町村には、当社供給区域外における災害救助法適用市町村の隣接市町村を含む。2024 年 1 月 4 日以降、2024 年能登半島地震に伴う災害により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された最終保障供給約款の適用を受けるお客さまに対し、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

以 上